



議案第一号

三朝東地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の
設定について

次のとおり三朝東地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例を設定することに
ついて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）^{第九}九十六条第一項の規定により、本議
会の議決を求める。

昭和五十六年一月十四日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五拾六年壹月拾四日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝東地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第一項の規定に基づき、三朝東地区多目的研修会施設の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 三朝東地区の農林業の振興及び農村の社会教育等地域住民の自主的活動を助長し住民福祉の向上をはかる拠点として、三朝東地区多目的研修会施設（以下「研修会施設」という。）を次のとおり設置する。

名称	設置場所
三朝東地区多目的研修会施設	三朝町大字高橋百六十七番地の三

(運営審議会)

第三条 研修会施設の管理運営について審議するため、町長の諮問機関として、三朝東地

区多目的研修会施設運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員十人以内をもつて組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- | | |
|------------|----|
| 一 町議会議員 | 二人 |
| 二 農業委員会委員 | 一人 |
| 三 町教育委員会委員 | 一人 |
| 四 農業協同組合理事 | 一人 |
| 五 地区農林業者 | 五人 |

3 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（使用の承認）

第四条 研修会施設を使用しようとする者は、町長の承認を受けなければならない。

（使用料）

第五条 研修会施設の使用料は、無料とする。ただし、営利を伴う行為等町長が別に定める目的外の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用を承認するとき徴収する。

3 すでに納入された使用料は返還しない。ただし、町長が必要と認める場合は、その全額又は一部を返還することができる。

(使用の制限)

第六条 町長は、次の各号に該当する者に対しては、研修会施設の入場及び使用を承認しない。

- 一 公共の秩序若しくは風俗をみだし又は公益を害するおそれがあると認められる者
- 二 その他不適当と認める者

(規則への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、研修会施設の管理及び運営に関する事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第5条関係）

三朝東地区多目的研修会施設使用料

項目 室名	基本使用料		追加使用料		暖房料	特別料金
	昼間	夜間	昼間	夜間		
会議室	円 2000	円 3000	円 500	円 800	使用料の 50%	円 2000
ふるさと 大ホール	3000	5000	1000	1500	"	3000

備考

- 1 基本使用料は、許可使用時間4時間までの額をいう。
 - (1) 昼間料金は、午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 夜間料金は、午後5時から午後10時までとする。
- 2 追加使用料は、使用時間を超えて使用した時間1時間当りの額をいう。ただし、1時間未満の端数を生じたときは、その端数を1時間として計算する。
- 3 特別料金は、酒類の持込みをしたときに徴収する。